



島根県報

令和4年4月22日（金）

第 305 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（ " ）	2
令和4年度地方の臨時種畜検査の実施	（農畜産課）	3
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ " ）	4
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（ " ）	8
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（ " ）	10
港湾法の規定に基づく臨港地区内における分区の指定	（港湾空港課）	11

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（農林水産総務課）	11
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（ " ）	11
公共測量の実施	（技術管理課）	13
公共測量の終了	（ " ）	14
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河川課）	14
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都市計画課）	15

【特定調達公告】

島根県建設工事事務管理システム改修業務に係る随意契約の相手方等	（土木総務課）	15
---------------------------------	---------	----

告 示**島根県告示第356号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社にこる	訪問介護	ケアステーションにこる	出雲市渡橋町100	令和4年5月1日

島根県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
かもめ薬局稗原店	出雲市稗原町2487-1	育成医療 更生医療	令和4年4月1日
ファーマシィ薬局さかえ	大田市仁摩町仁万562-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年4月1日
ウエーブ健康堂薬局	江津市嘉久志町2306-27	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和4年4月1日

島根県告示第358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ココカラファイン薬局西津田店	松江市西津田7丁目15番18号 フリーダム11 1F	精神通院医療	令和4年4月1日
医大前クリニック	出雲市塩冶神前1丁目7番7号	精神通院医療	令和4年4月1日
なつめ薬局	出雲市中野美保南1丁目4番地1	育成医療 更生医療	令和4年4月1日

		精神通院医療	
大田市国民健康保険池田診療所	大田市三瓶町池田2267-1	精神通院医療	令和4年4月1日

島根県告示第359号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和4年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸山達也

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

令和4年5月27日から令和5年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸山達也

揖屋干拓地土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

久保田耕司 松江市北田町132-6

森本 明弘 松江市東出雲町須田508-14

諏訪 成治 松江市山代町717

橘 俊成 松江市八束町入江265

角 清利 松江市竹矢町828-1

福島 茂 松江市東出雲町下意東1550-1

古藤 栄 松江市大海崎町339

池原 真樹 松江市春日町148-1

監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704

須山 幸雄 松江市八雲町西岩坂370

三浦 広志 松江市矢田町550-12

上野 克次 松江市大井町412

2 就任年月日

令和4年3月26日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

久保田耕司 松江市北田町132-6

松本 馨 松江市東津田町718
諏訪 成治 松江市山代町717
石原 安夫 松江市東出雲町揖屋76-2
渡部 亘 松江市矢田町484-16
古藤 栄 松江市大海崎町339
森本 明弘 松江市東出雲町須田508-14
橘 俊成 松江市八束町入江265

監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704
桑谷 充男 松江市鹿島町上講武660
矢野雄一郎 松江市東津田町1337

島根県告示第361号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市上府町イ69-1、イ1978、イ1979-1からイ1979-3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上府町イ69-1・イ1979-1からイ1979-3まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第362号

令和4年島根県告示第100号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 確 で あ る 通 知 の 相 手 方
浜田市長見町1032-5、1032-12、1055	羽部 林治
浜田市長見町1038-3	中島 靖人
浜田市長見町1039	中島 靖人
浜田市長見町1040-1	小川 博之
浜田市長見町1043-3	木原 克己
浜田市長浜町1733、1757	坂本 延四郎
浜田市長浜町1766-1	小川 イチ
浜田市長浜町1766-1	小川 熊次
浜田市長浜町1766-1	木島 貞夫
浜田市長浜町1766-1	下野 勘市
浜田市長浜町1766-1	城市 憲太郎
浜田市長浜町1766-1	田原 一郎
浜田市長浜町1766-1	中川 勇市
浜田市長浜町1766-1	中村 義一
浜田市長浜町1766-1	宮本 フミ
浜田市長浜町1766-1	山本 唯次郎
浜田市長浜町1766-1	若林 清子
浜田市長浜町1766-1	和田 一秋
浜田市長浜町1766-2	東 トク
浜田市長浜町1766-2	岩崎 省一郎
浜田市長浜町1766-2	川原 俊男
浜田市長浜町1766-2	久保田 亮
浜田市長浜町1766-2	坂田 富太郎
浜田市長浜町1766-2	佐々田 栄重
浜田市長浜町1766-2	福田 キイ
浜田市長浜町1766-2	福田 富市
浜田市長浜町1766-2	藤村 顕一
浜田市長浜町1766-2	三浦 功
浜田市長浜町1766-2	弥重 ムメ
浜田市長浜町1766-2	藪内 勘市
浜田市長浜町1766-2	米原 寛

島根県告示第363号

令和4年島根県告示第126号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市鍋石町8、8内1	水上 巖夫
浜田市鍋石町87、87-1、88、89、89内1	平床 喜市
浜田市鍋石町149、149内1、150、151	香野 イツヨ
浜田市鍋石町601-1、601-2	平床 美幸
浜田市鍋石町611	岡本 徳市
浜田市鍋石町614-12	岡本 タダコ
浜田市西村町709続1、1882-1、1882-2、1882-3、1882-5、1882-14	桑原 謙司
浜田市西村町709-3、709-4、1882-8	桑本 博行
浜田市西村町888内1、890-1	久保田 美智子
浜田市西村町888内1、890-1	山平 繁利
浜田市西村町1577-2	川野 ヒサ子
浜田市西村町1796-3	河野 岩吉
浜田市西村町1796-3	佐々木 国吉
浜田市西村町1796-3	濱野 浅市
浜田市西村町1823-1、1828-1	田中 清吉
浜田市西村町1914-2	信田 久樹
浜田市西村町1914-3、1915、1923-3、1925	川辺 忠蔵
浜田市西村町1914-3、1923-3、1925	浜本 分次郎
浜田市西村町1915	浜本 文蔵
浜田市西村町1941-7	桑原 謙司
浜田市西村町1941-7	長見 博武
浜田市西村町1941-7	山本 作太
浜田市西村町2035-10	齋藤 佐美

島根県告示第364号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸山達也

1 加入区の名称

海士町

2 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

島根県告示第365号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストア ウェルネス東出雲店 島根県松江市東出雲町出雲郷861外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年12月9日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,158平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物西側及び西側隔地駐車場 63台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 16台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南西側 36平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 6立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻） 午前8時

（閉店時刻） 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5か所（建物敷地駐車場3か所、西側隔地駐車場2か所）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和4年4月8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第366号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない松江東川津店・ドラッグストアウェルネス東川津店

島根県松江市下東川津町505番12外12筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770番地

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前）島根県松江市下東川津町字塚田503番1外26筆

（変更後）島根県松江市下東川津町505番12外12筆

(4) 変更の年月日

令和4年3月10日

2 届出年月日

令和4年4月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない松江東川津店・ドラッグストアウェルネス東川津店
島根県松江市下東川津町505番12外12筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770番地
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

（変更前）株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一 広島県広島市西区
井口明神1-1-10

（変更後）J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(4) 変更の年月日

令和4年3月23日

2 届出年月日

令和4年4月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第368号

令和3年島根県告示第672号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マックスバリュ出雲今市店 島根県出雲市今市町139-1

2 意見の概要

(1) 意見の内容

- ア マンション側の駐車場部分には目隠しパネル等の設置をお願いします。
- イ 交通量の継続的な調査をお願いします。
- ウ 渋滞によりマンションの出入りに支障がないよう対策をお願いいたします。
- エ 車両の出入りには歩行者との事故がないよう対策をお願いします。
- オ 夜間（特に夏場）害虫が照明に集まってくるので対策をお願いします。
- カ 工事期間中の粉塵対策をお願いします。（散水の徹底、工事フェンスを高くする、粉塵ネットの設置）
- キ 工事期間中も含めて騒音対策をお願いいたします。（アイドリング、夜間の人の騒ぎ等）
- ク 照明の光量に配慮してほしい。

(2) 意見を述べる理由

- ア プライバシー保護と騒音防止のため。
- イ 現時点での評価では「遅れなし」となっていますが、コロナ禍での実績であり、コロナ明けとは多少異なる結果（増加）が出るかもしれないため。
- ウ 渋滞により出入口を塞がれるとスムーズに出入りが出来ないため。
- エ 小学校が近くにあり子どもたちがたくさん歩くため。
- オ 害虫がマンションにも来ると困るため。
- カ 乳幼児や気管支喘息の疾患を持つ家族がいるため。洗濯物が干せないため。バルコニーが汚れるため。
- キ 静かな生活が送れないため。
- ク 特にマンション側に照明がある場合は眩しいため。

3 縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第369号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、令和4年4月8日に西郷港の臨港地区内の分区を指定したので、その関係図書を縦覧場所において令和4年4月22日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 分区指定区域

隠岐郡隠岐の島町中町、東町、東郷及び飯田の臨港地区内の区域

2 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
焼火山鳥獣保護区特別保護地区	隠岐郡西ノ島町の一部	令和4年11月1日から 令和14年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部農林水産総務課及び隠岐支庁に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

令和4年4月22日から同年5月6日まで

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

※健康診断書又は医師の診断書により狩猟に必要な適性を有することが認められる者については、検査を免除する。

3 講習科目及び実施形式

科 目	実 施 形 式
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	講義形式の講習は行わず、配布資料による自宅学習とし、履修状況確認のためのチェックシートの提出をもって科目を履修したものとみなす。
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月6日(月)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木500番地1 吉賀町ふれあい会館	吉賀町
6月6日(月)	午後1時30分～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
6月8日(水)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月15日(水)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6月17日(金)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月21日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町、掛合町) 奥出雲町、飯南町
6月22日(水)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)
6月29日(水)	午前9時～	大田市仁摩町仁万540-1 仁摩農村環境改善センター	大田市
6月30日(木)	午前9時～	邑智郡川本町川本265-3 川本合同庁舎	美郷町、川本町
7月1日(金)	午前9時～	邑智郡川本町川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
7月5日(火)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
7月7日(木)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市(銃猟免許所持者)
7月8日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市
7月19日(火)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市
7月19日(火)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	旧浜田市
7月20日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、旭町、弥栄町、三隅町)
7月20日(水)	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫

		隠岐合同庁舎	村
8月26日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

なお、適性検査の免除を希望する場合は、必要な適性を確認した旨の記載された健康診断書又は医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。）

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。（当日消印有効）

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年5月2日から同年7月22日まで

3 作業地域

出雲市斐川町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年3月31日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和3年12月16日から令和4年3月31日まで

3 作業地域

益田市の一部

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶及びその他附属物一式 2基

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

ア 二級河川浜田川水系浜田川において、浜田市港町309番地10地先の河川敷

イ 二級河川浜田川水系浜田川において、浜田市港町221番地4地先の河川敷

ウ 二級河川浜田川水系浜田川において、浜田市片庭町113番地2地先の河川敷

(2) 日時

令和4年4月8日9時00分から同日12時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和4年4月8日 12時00分

(2) 場所

ア 二級河川周布川水系浜田川において、浜田市港町309番地10地先 河川法第6条第3項に基づく2号地

イ 二級河川周布川水系浜田川において、浜田市港町221番地4地先 河川法第6条第3項に基づく2号地

ウ 二級河川周布川水系浜田川において、浜田市片庭町113番地2地先 河川法第6条第3項に基づく2号地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所

が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒699-0041 浜田市片庭町254

浜田県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0855-29-5779

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、安来市和田南土地区画整理組合理事長青戸守から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

青戸 和成 安来市黒井田町362番地

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年4月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県建設工事事務管理システム改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立システムズ 中国支店 支社長 佐藤 和夫 広島県広島市中区上幟町3番33号

5 随意契約に係る契約金額

32,824,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。